

## 入院時食事療養費・生活療養費について

低所得 2 又は 1 に該当する方は、お住まいの市町村に申請後「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。交付された認定証を保険医療機関の窓口へ提示していただいた場合に限り、発行期日又は提示された月のいずれか遅い日より食事代が減額され、下表の金額となります。

### [入院時食事療養費標準負担額]

所得区分	食事代	
	令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日以降
一般所得	490 円	510 円
一般所得 指定難病患者の場合	280 円	300 円
低所得 2	230 円	240 円
低所得 2 90 日を超える入院の場合	180 円	190 円
低所得 1	110 円	110 円

### [入院時生活療養費標準負担額]

所得区分	食事代		居住費※1
	令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日以降	
一般所得	490 円	510 円	370 円
低所得 2	230 円	240 円	370 円
低所得 2 “国の基準における”入院 の必要性が高い場合、かつ 90 日を超える入院の場合	180 円	190 円	370 円
低所得 1	140 円	140 円	370 円
低所得 1 “国の基準における”入院 の必要性が高い場合	110 円	110 円	370 円

※1 指定難病患者の場合の居住費は 0 円となります

その他の減額認定証又は各種公費受給者証をお持ちの患者様は、表の金額に当てはまらない場合がございます。お手数をお掛け致しますが、窓口までお問い合わせください。